

## 様式 A - 1

### 申請等に対する処分一覧表

(令和元年(2019年)5月7日作成)

[所管：財務部 固定資産税課]

No.	法令名	根拠条項	処分名	基準	期間
1	豊中市手数料条例	8 - 1	罹災証明等発行手数料の 減免	A	B
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	罹災証明等発行手数料の減免	
根拠法令及び条項	豊中市手数料条例第8条第1項	
所管部課（室）係名	財務部固定資産税課	
審査基準	関係条項	
	基準	<p>次の一に該当することが必要です。</p> <p>(1) 法令により直接市長に証明することを命じられたもの。</p> <p>(2) 官公署から事務上の必要により請求があったとき。</p> <p>(3) 公費の救助を受ける者又は公費の救助を受けようとする者からその必要により請求があったとき。</p> <p>(4) その他市長が減免することが必要であると認めたとき。</p> <p>①災害対策基本法に基づく罹災証明書。</p> <p>②障害者・母子父子家庭や生活保護などの福祉制度関係又は義務教育関係の手続きに要するとき。</p> <p>③その他、上記に準ずると認められるとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年10月1日設定（令和4年12月12日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数 日（注：休日は含まない）
	内訳	<p>経由期間 日（ 事務所）</p> <p>処分期間 日（ 部 課）</p>
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）
備考		